

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月21日

支出負担行為担当官及び契約担当官

関東地方整備局長 大西 亘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 京橋税務署・中央都税事務所(16)

建築その他工事（電子入札対象案件）

(3) 工事場所 東京都中央区新富2-6-1

(4) 工事内容

敷地面積 1,672m<sup>2</sup>

1. 建物

1) 庁舎

構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート

造 地上8階建（地下1階）

建築面積 約1,300m<sup>2</sup>

延べ面積 約10,500m<sup>2</sup>

用途 庁舎

工事内容 新築1棟

2. 取りこわし

1) 既存施設 取りこわし一式

(5) 工期 契約締結の翌日から平成31年6月28

日まで。

(6) 使用する主要な資機材 コンクリート 約

4,100m<sup>3</sup>、鉄筋 約470 t、鉄骨 約2,000 t

(7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE提案〕を受け

付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者

を決定する入札時VE方式〔総合評価落札方式（技

術提案評価型S型）〕の工事である。また、品質

確保のための体制その他の施工体制の確保状

況を確認し、施工内容を確実に実現できるか

どうかについて審査し、評価を行う施工体制

確認型総合評価落札方式の試行工事である。

また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提

案を受け付ける契約後VE方式の試行工事であ

る。

(8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札シス

テムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

(11) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対し

て、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、5(8)で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

(12) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合には、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は東京第二営繕事務所のホームページにより公表する。

(13) 本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

(14) 本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、

技術提案の採否等の通知を実施する試行工事  
である。詳細は入札説明書による。

(15) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発  
注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以  
下「工事成績相互利用対象工事」という。）の  
工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事  
成績相互利用型総合評価方式」の試行工事で  
ある。詳細は入札説明書による。

(16) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試  
行工事である。詳細は入札説明書による。

## 2 競争参加資格

(1) 次に掲げる条件を満たしているものにより  
構成される特定建設工事共同企業体であって、  
「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年  
10月21日付け関東地方整備局長）に示すところ  
により関東地方整備局長（以下「局長」と  
いう。）から京橋税務署・中央都税事務所(16)  
建築その他工事に係る特定建設工事共同企業  
体としての競争参加の資格（以下「特定建設

工事共同企業体としての資格」という。)の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）につ

いて算定した点数（経営事項評価点数）が、  
1,200点以上であること（②の再認定を受け  
た者にとっては、当該再認定の際に、経営  
事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申  
立てがなされている者又は民事再生法に基  
づく再生手続開始の申立てがなされている  
者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこ  
と。

⑤ 平成13年4月1日以降に、元請けとして  
完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を  
満たす建築一式（躯体、外装、内装の全て  
を含む新築又は増築（増築にあつては増築  
部分とする。)) 工事の施工実績を有するこ  
と（共同企業体の構成員としての実績は、  
出資比率が20%以上の場合のものに限る  
（ただし、異工種建設工事共同企業体につ  
いては適用しない。))。

(ア)

1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)の

いずれかに該当する施設

a) 同種施設 事務所・庁舎

b) 類似施設 事務室（上級室を含む。）、  
会議室、研修室、人文科学系の研究室  
及びこれらに類する室（教室及び実験  
室を除く。）の合計面積（これらに付属  
する共用部分を含む。）が、申請する建  
物の延べ面積の1/2を超える建物

c) 複合用途施設1 「a)同種施設」と  
認められる部分の床面積が、要件とし  
て設定する「延べ面積」以上ある建物  
複合用途施設とは、用途が2以上あ  
る建物とする。

d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と  
認められる部分の床面積が、申請する  
建物の延べ面積の1/2を超える建物  
複合用途施設とは、用途が2以上あ  
る建物とする。

2. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリー  
ト造



3. 階数 地上 6 階以上

4. 延べ面積 10,000m<sup>2</sup>以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち 1 棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。)) 工事の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあつては、代

表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構  
成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式  
(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は  
増築(増築にあつては増築部分とする。))  
工事の施工実績を有すること。

(イ)

1. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリ  
ート造
2. 延べ面積 3,000m<sup>2</sup>以上(申請する施設  
が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面  
積とする。また、増築にあつては増築部  
分の延べ面積とする。)

また、異工種建設工事共同企業体として  
の実績は、協定書による分担工事の実績の  
み同種工事の実績として認める。

- ⑥ 工事全般の施工計画が適正であること。
- ⑦ 競争参加資格確認申請書(以下「申請  
書」という。)及び競争参加資格確認資料  
(以下「資料」という。)の提出期限の日か  
ら開札の時までの期間に、局長から工事請

負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑧ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合には、原則として代表者の技術者を配置すること。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、

2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（詳細は入札説明書による。）。

- ② 1人の者が、平成13年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。)) 工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

1. 建物用途 (1)⑤(ア)1.と同じ。

2. 構造 (1)⑤(ア)2.と同じ。

3. 延べ面積 (1)⑤(イ)2.と同じ。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係

又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 落札方式

① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提案〕」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落

札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ウ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
  - (ア) 技術提案 [VE提案] の項目として「鉄骨の建て方及びコンクリート工事の品質確保に対する提案」
  - (イ) 工事全般の施工計画
  - (ウ) 施工体制（施工体制評価点）
- ③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者

の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- ④ ②(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の技術提案〔VE提案〕及び②(イ)の工事全般の施工計画並びに②(ウ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

なお、②(ア)の技術提案〔VE提案〕を行わない者は、②(イ)(ウ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「鉄骨の建て方及びコンクリート工事の品質確保に対する提案」の技術提案〔VE提案〕については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じ



て、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

(3) (2)②(ア)、(イ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4) (2)②(ア)「鉄骨の建て方及びコンクリート工事の品質確保に対する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に5点減ずる。

(5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により

入札時の評価項目の内容が実施されていない  
と判断された場合は、工事成績評定を減ずる  
こととし、5点を減ずる。

#### 4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市  
中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁  
舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課  
工事契約調整係 電話 048-601-3151

(代) 内線2525

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付  
する。交付期間は平成28年10月21日から平成  
29年1月30日までの土曜日、日曜日、祝日及  
び年末年始（平成28年12月29日から平成29年  
1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17  
時00分まで。ただし最終日は、9時00分から  
12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交  
付方法による入手ができない入札参加希望者

に対しては、記録媒体（CD-R等）を(1)に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

受付期間は、平成28年10月21日から平成29年1月30日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成28年12月29日から平成29年1月3日まで）を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成28年10月21日から平成28年11月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成28年10月21日から平成28

年11月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を  
除く毎日、9時15分から18時00分までに上記  
4(1)へ持参すること。

平成28年12月28日(水)18時00分から平成  
29年1月19日(木)9時00分までの間は、電  
子入札システムが利用停止となるため、当該  
期間中に行う入札手続きは紙入札方式による  
場合と同様に行うものとし、原則として、以  
降の手続きも同様とする。詳細は別冊「電子  
入札システム停止期間中の入札契約手続きにつ  
いて」による。

- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、  
場所及び方法 平成28年12月9日から平成29  
年1月30日まで 〒330-9724 埼玉県さいた  
ま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合  
同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契  
約課 電話048-601-3151(代) 郵送(書留郵  
便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留  
郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内  
必着。)により提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
- ① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年1月30日12時00分。
- ② 持参による入札の受領期限は、平成29年1月30日12時00分 関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。
- ③ 郵送等による入札の受領期限は、平成29年1月30日12時00分 送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。
- 開札は、平成29年2月2日13時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。
- なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又

は履行保証保険契約の締結を行った場合は、  
契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格  
のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽  
の記載をした者のした入札及び入札に関する  
条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 上記3(1)①に定めると  
ころに従い、評価値の最も高い者を落札者と  
する。ただし、落札者となるべき者の入札価  
格によっては、その者により当該契約の内容  
に適合した履行がなされないおそれがあると  
認められるとき、又はその者と契約を締結す  
ることが公正な取引の秩序を乱すこととなる  
おそれがある著しく不相当であると認めら  
れるときは、予定価格の制限の範囲内で発注  
者の定める最低限の要求要件を全て満たして  
入札した他の者のうち評価値の最も高い者を  
落札者とすることがある。なお、落札者とな  
るべき者の入札価格が予決令第85条に基づく  
調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に

示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- (5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。
- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案〔VE提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE提案〕を提出すること。ただし、技術提案



[VE提案] が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

(8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

(9) 手続における交渉の有無 無。

(10) 契約書作成の要否 要。

(11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めること

がある。

(13) 技術提案の採否 技術提案の採否について

は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提

案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

4 (1)に同じ。

(16) 一般競争参加資格又は特定建設工事共同企

業体の認定を受けていない者の参加 上記 2

(1)に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない

い。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、  
「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年  
10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、  
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公  
示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設  
共同企業体である場合においては、その代表  
者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場  
合においては、日本国内の主たる営業所の所  
在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定  
める提出場所において、随時受け付ける。ま  
た、当該者が申請書及び資料を提出したとき  
に限り、関東地方整備局総務部契約課（〒33  
0—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2—  
1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 電  
話048—601—3151(代)）においても当該一般競  
争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札シス  
テムで行うものであり、対応についての詳細  
は入札説明書による。

(18) 詳細は入札説明書による

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of  
the procuring entity : Wataru Oonishi  
Director-General of Kanto Regional Deve-  
lopment Bureau, Ministry of Land, Infra-  
structure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be  
procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Cons-  
truction work of the Kyobashi Tax Office  
and the Tokyo Metropolitan Chuo Taxation  
Office (16).
- (4) Time-limit for the submission of app-  
lication forms and relevant documents  
for the qualification by electronic bid-  
ding system : 5:00 P.M. 15 November 2016.
- (5) Time-limit for the submission of tend-  
ers by electronic bidding system : 12:00

P.M. (noon) 30 January 2017 (tenders brought with or submitted by mail : 12:00

P.M. (noon) 30 January 2017).

(6) Contact point for tender documentation

: Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuo Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9724 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)

## 競争参加者の資格に関する公示

京橋税務署・中央都税事務所(16)建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年10月21日

関東地方整備局長 大西 亘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事名 京橋税務署・中央都税事務所(16)建築その他工事（電子入札対象案件）

2 工事場所 東京都中央区新富2-6-1

3 工事内容

敷地面積 1,672m<sup>2</sup>

1. 建物

1) 庁舎

構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリー

ト造 地上8階建（地下1階）

建築面積 約1,300m<sup>2</sup>

延べ面積 約10,500m<sup>2</sup>

用途 庁舎

工事内容 新築 1 棟

2. 取りこわし

1) 既存施設 取りこわし一式

工期 契約締結の翌日から平成31年 6 月 28 日  
まで。

4 申請の時期

平成28年10月21日から平成28年11月15日まで  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

なお、平成28年11月16日以降当該工事に係る  
開札の時まで(日曜日、土曜日、祝日及び年末  
年始(平成28年12月29日から平成29年 1 月 3 日  
まで)を除く。)においても、随時、申請を受け  
付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、  
競争に参加できないことがある。

5 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申  
請書(特定建設工事)」(以下「申請書」とい  
う。)は、平成28年10月21日から 〒330-97  
24 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館17階 関東地  
方整備局総務部契約課工事契約調整係  
電話048-601-3151 (代) 内線2525において  
特定建設工事共同企業体としての資格を得よ  
うとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法 申請者は、申請書に次  
に掲げる書類を添付して電子入札システムに  
より提出すること。また、入札説明書に示す  
ところによる一定の理由がある場合は郵送又  
は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。  
）により提出すること。ただし、発注者の承  
諾を得て紙入札方式による場合は(1)に示す  
申請書の交付場所に持参すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（  
6 (5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

② 6 (2)の要件を満たすことを判断できる  
工事の施工実績を記載した書類（様式は、  
当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成  
28年10月21日付け支出負担行為担当官及び  
契約担当官関東地方整備局長）に示すとこ



ろにより交付する入札説明書の別記様式一  
2-1及び2-2を使用すること。)

(3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び  
添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格及びその  
の審査「競争参加者の資格に関する公示」(平成  
28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、  
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下  
「平成28年10月3日付け公示」という。)5 (建  
設工事)の①から⑤までに該当する者を構成員  
に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる  
条件を満たさない特定建設工事共同企業体につ  
いては、特定建設工事共同企業体としての資格  
がないと認定する。それ以外の特定建設工事共  
同企業体については、平成28年10月3日付け公  
示6の(建設工事)(1)に掲げる客観的事項(共  
通事項)の項目及び(2)に掲げる主観的事項  
(特別事項)の項目について総合点数を付与し  
て特定建設工事共同企業体としての資格がある  
と認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成 特定建設  
工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす  
者2社の組合せとする。

① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)

における建築工事に係る一般競争参加資格  
の認定を受けていること（会社更生法（平  
成14年法律第154号）に基づき更生手続開始  
の申立てがなされている者、又は民事再生  
法（平成11年法律第225号）に基づき再生  
手続開始の申立てがなされている者につい  
ては、手続開始の決定後、関東地方整備局  
長（以下「局長」という。）が別に定める手  
続に基づく一般競争参加資格の再認定を受  
けていること。).

② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)

における建築工事に係る一般競争参加資格  
の認定の際に客観的事項（共通事項）につ  
いて算定した点数（経営事項評価点数）が、  
1,200点以上であること（①の再認定を受  
けた者にあつては、当該再認定の際に、経

営事項評価点数が1,200点以上であること。  
)。特定建設工事共同企業体の代表者以外  
の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関  
係を除く。）における建築工事に係る一般競  
争参加資格の認定の際に客観的事項（共通  
事項）について算定した点数（経営事項評  
価点数）が、1,150点以上であること（①  
の再認定を受けた者にあつては、当該再認  
定の際に、経営事項評価点数が1,150点以  
上であること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申  
立てがなされている者、又は民事再生法に  
基づき再生手続開始の申立てがなされてい  
る者（①の再認定を受けた者を除く。）でない  
こと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日  
から認定を行う日までの期間に局長から工  
事請負契約に係る指名停止等の措置要領（  
昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）  
に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記1に示した工事に係る設計業務等の  
受託者又は当該受託者と資本若しくは人事  
面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営  
を支配する建設業者又はこれに準ずるもの  
として、国土交通省発注工事等からの排除  
要請があり、当該状態が継続している者で  
ないこと。

(2) 構成員の技術的要件等 特定建設工事共同  
企業体の構成員は、平成28年11月15日におい  
て次の要件を満たすものとする。

① 平成13年4月1日以降に、元請けとして  
完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を  
満たす建築一式（躯体、外装、内装の全て  
を含む新築又は増築（増築にあつては増築  
部分とする。））工事の施工実績を有する  
こと（共同企業体の構成員としての実績は、  
出資比率が20%以上の場合のものに限る（  
ただし、異工種建設工事共同企業体につい  
ては適用しない。））。

(ア)

1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)の

いずれかに該当する施設

a) 同種施設 事務所・庁舎

b) 類似施設 事務室（上級室を含む。

）、会議室、研修室、人文科学系の研

究室及びこれらに類する室（教室及び

実験室を除く。）の合計面積（これら

に付属する共用部分を含む。）が、申

請する建物の延べ面積の1/2を超える

建物

c) 複合用途施設1 「a)同種施設」と

認められる部分の床面積が、要件とし

て設定する「延べ面積」以上ある建物

複合用途施設とは、用途が2以上あ

る建物とする。

d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と

認められる部分の床面積が、申請する

建物の延べ面積の1/2を超える建物

複合用途施設とは、用途が2以上あ

る建物とする。

2. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

3. 階数 地上6階以上

4. 延べ面積 10,000m<sup>2</sup>以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増

築（増築にあつては増築部分とする。））

工事の施工実績を有すること。

(イ)

1. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

2. 延べ面積 3,000m<sup>2</sup>以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の建築工事業に係る監理技術者  
又は国家資格を有する主任技術者を当該工  
事に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件 特定建設工事共同企業体の  
すべての構成員が、30%以上の出資比率であ  
るものとする。

(4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代  
表者は、構成員の中で最大の施工能力を有す  
る者であって、その出資比率が構成員中最大  
であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設  
工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企  
業体の事務取扱いについて」昭和53年11月1  
日付け建設省計振発第69号)の別添「建設工  
事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」  
(昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771  
号)の別紙に示された「特定建設工事共同企  
業体協定書(甲)」によるものとする。

7 一般競争参加資格の認定を受けていない者を  
構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い



6 (1)①の認定（6 (1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も4及び5により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6 (1)①の認定を受けていない構成員が6 (1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6 (1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6 (1)①の認定を受けていないとき又は6 (1)①の一般競争参加資格がないとの認定（6 (1)①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

## 8 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知

する。

## 9 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者あつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

## 10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「京橋  
税務署・中央都税事務所(16)建築その他工事  
△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、  
開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体  
としての資格の認定を受け、かつ、当該工事  
の「入札公告（建設工事）」に示すところによ  
り競争参加資格の確認を受けていなければな  
らない。